

## 平成30年度第2回 リスクアセスメント教育開催のご案内

労働安全衛生法第28条の2に基づき、事業者は、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが努力義務として規定されています。

また、平成28年6月労働安全衛生法第57条の3の改正により、化学物質のリスクアセスメントの実施があらたに事業者の義務となりました。

当協会では、平成28年度まで毎年「危険予知・リスクアセスメント研修会」を実施してきたところですが、平成29年度より神戸東労働基準協会との共催により、労働省通達基発第575号リスクアセスメント担当者研修実施要領に基づく「リスクアセスメント教育」を開催しております。

このたび、平成30年度2回目の「リスクアセスメント教育」を、下記により開催しますので安全管理者、衛生管理者、職長等の多数の方々を受講されるようご案内いたします。

### 記

1. 日 時：平成31年3月5日（水）9:20～17:00（受付 8:30から）
2. 場 所：神戸東労働基準協会研修室 神戸市中央区八幡通3丁目2-5 IN 東洋ビル601号室
3. 定 員：20名 <申し込み締切 平成31年2月20日（水）>
4. 受講料：<会員>10,000円、<非会員>12,000円（消費税、テキスト代含む）
5. 教育プログラム：基発第577号通達に基づき6時間実施
6. 申込方法
  - （1）平成31年2月20日（水）までに所定の受講申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて神戸西労働基準協会（神戸市兵庫区水木通7丁目1番18 メラード大開北館2階）まで申し込んで下さい。  
受講料については、口座振込（三井住友銀行長田支店 普通預金口座 3344946 神戸西労働基準協会）をご利用下さい。ただし振込手数料はご負担願います。
  - （2）受講票は、郵送での申し込みの場合、当日会場でお渡ししますが、82円切手貼付した返信用封筒の同封があれば事前に郵送します。
  - （3）所定の申込書は、ホームページからダウンロードできます。また、神戸西労働基準協会でお渡しするほか、会員事業場の方には電話によりお送りします。
7. 修了証の交付：教育終了後、修了証を交付します。当日は印鑑をご持参下さい。
8. その他：
  - ①受講当日の遅刻または早退は無効とします。
  - ②一旦、納入された受講料は返還いたしません。
  - ③会場には駐車場がないため公共交通機関でお越し下さい。（自転車、単車も不可）
  - ④受講者は、筆記用具（黒鉛筆）をご持参下さい。
  - ⑤本教育のお問い合わせは、神戸西労働基準協会（電話078-577-5639）までお願いします。